

# 社会福祉法人埼玉医療福祉会個人情報保護規程

(平成17年4月1日 制定)

改正 平成28年4月1日 令和元年11月30日

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人埼玉医療福祉会（以下「当法人」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図り、良質な医療福祉サービスの提供と適正な事業の運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 個人情報保護管理者

当法人によって指名された者であり、当法人の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行うものをいう。

(4) 職員等

当法人の業務に従事する職員（非常勤職員等含む。）、役員、実習生、ボランティア、当法人事業の受託者及び当法人退職者等をいう。

(当法人の責務)

**第3条** 当法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」という。）第7条に規定する個人情報の保護に関する基本方針の定めるところにより、当法人が遵守すべき義務を遵守し、当法人が講ずべき個人情報の保護のための措置を講ずるものとする。

(職員等の責務)

**第4条** 職員等は、本規程及び個人情報保護法その他関係規定等を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

2 職員等は、在職（在任）中はもちろん、退職（退任）後においても、職務上知り得た利用者および当法人職員の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはな

らない。

## 第2章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

**第5条** 当法人は、個人情報を取扱うにあたり、その利用目的をできる限り特定するものとする。

2 当法人は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の制限)

**第6条** 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

2 当法人は、他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に基づく場合

(2) 人命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けたものが法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるため、本人の同意を得ることにより目的の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(適正な取得)

**第7条** 当法人は、偽りその他の不正な手段により、個人情報を取得してはならない。

2 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに身体、精神障害、犯罪歴その他社会差別の原因となる恐れのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は事業の目的を達成するため当該個人情報が欠くことができないときは、この限りではない。

(取得に際する利用目的の通知等)

**第8条** 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに本人に利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

2 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、緊急の処置を必要とする場合はこの限りではない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、法人の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
  - (4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者から個人情報を取得する場合は、対象の者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて、保護者の了承を得るよう努めるものとする。

### 第3章 個人情報の安全管理

(適正管理)

**第9条** 当法人は、個人情報を取扱う事業の目的を達成するため、必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

- 2 当法人は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん、滅失の防止その他の個人情報の適正な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保有の必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに消去し、復元不可能な状態にして廃棄しなければならない。

(個人情報保護管理者の指名)

**第10条** 当法人は、当法人が運営する病院・施設等の長（以下「所属長」という。）を個人情報保護管理者に指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

(職員等の監督及び教育・研修)

**第11条** 所属長は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの理解及び遵守を周知徹底するため、職員等に対し、必要かつ適正な監督、教育・研修等を行うものとする。

(委託先の監督)

**第12条** 所属長は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、適切な措置を行っている者を委託先として選定し、その取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 前項の監督を行うに当たっては、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定め、実効的な監督体制を確保するものとする。

- 3 委託業者による再委託は、原則禁止とし、必要な場合は法人の許可を得なければならず、当該内容を委託契約に含めるものとする。

(監査)

**第13条** 所属長は、個人情報適切に取り扱われているかを内部監査において評価を行い、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいを未然に防止するため、助言・指導を行うものとする。

- 2 監査により指摘された個人情報の取扱いに関する事項等について、速やかに訂正、改善等の措置を講ずるものとする。

#### **第4章 個人情報の第三者への提供等**

(第三者提供の制限)

**第14条** 第三者への個人情報の提供は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

ただし、第6条第3項第1号から第4号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(本人への通知等による第三者提供)

**第15条** 第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いているときは、前条の規定のかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (2) 第三者に提供される個人情報の項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
- 2 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### **第5章 個人情報の開示等**

(個人情報に関する事項の公表等)

**第16条** 個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 法人の名称
- (2) 個人情報の利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項、次条第1項、第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続

(4) 個人情報の取り扱いに関する苦情・相談の申出先

- 2 本人から、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定に基づき求められた個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

**第17条** 本人から、当該本人が識別される個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、原則として、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、これに応ずるものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利利益を害する恐れのある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合
- (3) 他の法令等に違反することとなる場合

- 2 前項の規定に基づき求められた個人情報の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 法令により、本人に対し、第1項に規定する方法に相当する方法により、当該本人が識別される個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合は、当該全部又は一部の個人情報については、同項の規定は適用しないものとする。

(訂正等)

**第18条** 本人から、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないという理由によってその内容訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の内容訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた個人情報の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(利用停止等)

**第19条** 本人から、当該本人が識別される個人情報が第6条の規定又は第7条第1項の規定に違反しているという理由によって、個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、個

個人情報の利用停止等を行うものとする。ただし、個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本人から、当該本人が識別される個人情報が第14条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報の第三者への提供を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、個人情報の第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該個人情報の第三者への提供を停止することが困難な場合であり、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

**第20条** 第16条第3項、第17条第2項、第18条第2項又は前条第3項により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置とは異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(本人以外の開示等の請求)

**第21条** 本人が次に掲げる代理人によって、第16条第2項、第17条第1項、第18条第1項及び第19条第1項若しくは第2項の規定による開示等の求めをしてきた場合は、これに応じるものとする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(手数料)

**第22条** 当法人は、第16条第2号の規定による利用目的の通知又は第17条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができるものとする。

- 2 前項の規定により、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を別に定めるものとする。

## 第6章 苦情処理等

(苦情及び相談への対応)

**第23条** 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談(以下「苦情等」という。)については、必要な体制の整備に努め、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情等の対応は、別に定める社会福祉法人埼玉医療福祉会苦情解決実施規

則（平成14年4月1日制定。）等に基づき、行うものとする。

（漏えい等が発生した場合の対応）

**第24条** 所属長は個人情報の漏えい等の発生又はその兆候を察知した場合は、速やかに、その内容、漏えい経路等の事実関係を把握し、二次被害の防止対策を施すものとする。

2 類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表し、安全管理体制の見直しを行い、再発防止及び原状回復に努めるものとする。

## **第7章** その他

（罰則）

**第25条** 職員等が本規程及び個人情報に関する法令等を故意に違反した場合は、又は重大な過失により個人情報を漏らした場合は、社会福祉法人埼玉医療福祉会就業規程（昭和53年4月1日制定。）及び社会福祉法人埼玉医療福祉会賞罰委員会規程（平成16年4月1日制定。）に準拠し、懲戒処分の対象となる。

（見直し）

**第26条** 適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

（その他）

**第27条** この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項については、別に定めることができるものとする。

### **附 則**

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

### **附 則**

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

### **附 則**

この規程は、令和元年11月30日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

## 個人情報に関する開示請求

### 手数料

開示時間	金 額
30分まで	10,000円(税別)
1時間まで	20,000円(税別)

### コピー用紙1枚

色	金 額
白 黒	10円(税別)